

令和8年3月3日

医学生・臨床研修医への労働法教育を考えるシンポジウム

主催者挨拶（医師の働き方改革の現状と意義）

厚生労働省 医政局／労働基準局

労働時間特別対策室長

玉田 耕大

医師の働き方改革の経緯

平成26（2014）年10月～

＜改正医療法の施行＞ ※医師を含めた医療従事者の勤務環境改善

○勤務環境改善が医療機関の努力義務に

- ・医療勤務環境改善マネジメントシステム※創設
- ※ 医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み
- ・都道府県に医療勤務環境改善支援センターの設置開始

平成31（2019）年4月～

＜時間外労働の上限規制（医師以外）の施行＞

- 働き方改革関連法の施行（労働時間の状況の把握、有給休暇の取得促進 等）
- ・時間外労働の上限規制の導入（大企業：平成31（2019）年4月 中小企業：令和2（2020）年4月）
- ※“医師以外の医療従事者”：一般業種の労働者と同様に時間外労働の上限規制がスタート
- ※“医師”：5年間適用猶予

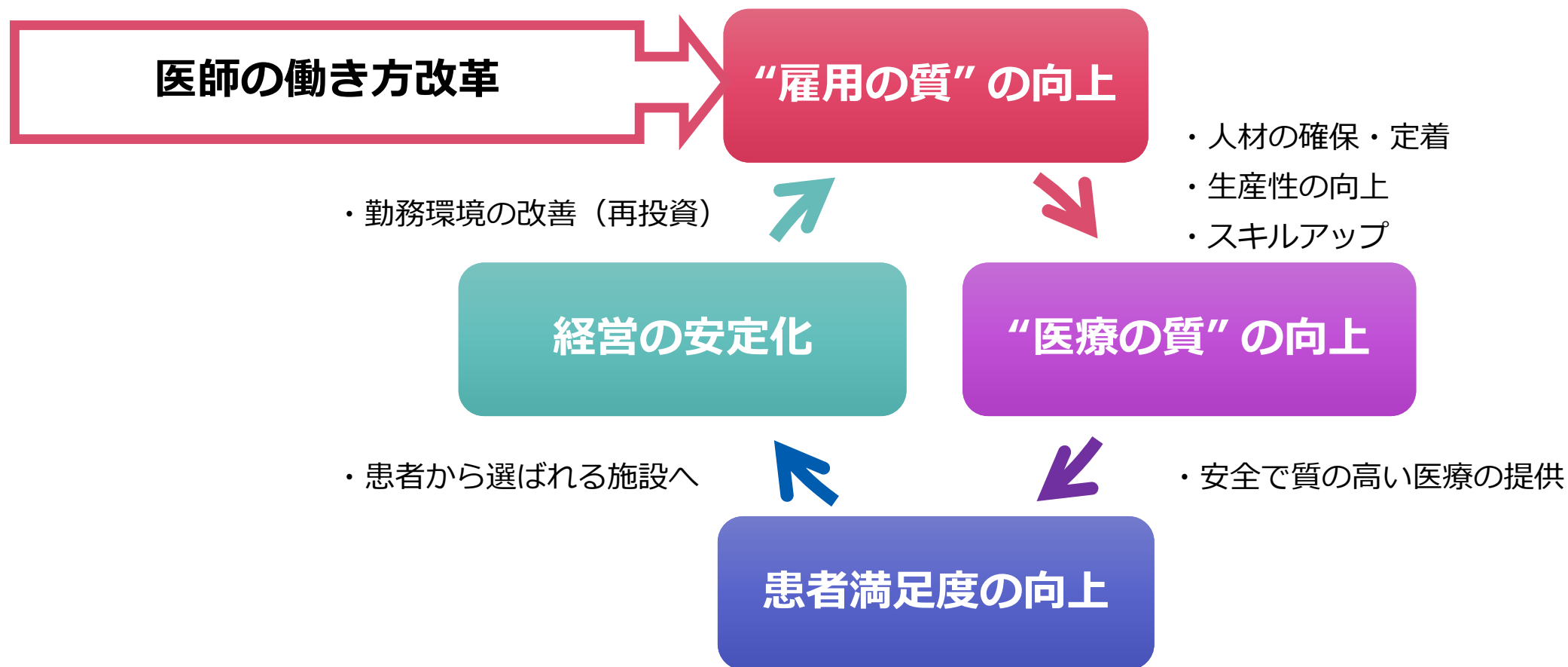
令和6（2024）年4月～

＜時間外労働の上限規制（医師）、改正医療法の施行＞

- 医師の時間外労働の上限規制の適用開始／2035年度末に向けた時短の推進
- ※ 上限規制の遵守、面接指導等の追加的健康確保措置の確実な実施
- ※ B、連携B水準は2035年度末までの廃止を目標、段階的に労働時間の短縮を進める必要

医師の働き方改革の意義

- ・ 医療スタッフにとって
 - ・ ・ ・ 勤務負担の軽減、やりがいの向上 等
- ・ 患者にとって
 - ・ ・ ・ 質の高い医療が提供される 等
- ・ 経営にとって
 - ・ ・ ・ コストの適正化、経営の質の向上 等



医師の働き方改革の具体的な取組と方向性

長時間労働を生む構造的な課題に対応するとともに、医療機関における取組を強力に推進

構造的な課題への対応

- 医療施設間の**役割分担**（救急の輪番制等）
- 医療施設の**最適配置**の推進
- 地域間・診療科間の**医師偏在の是正**
- 国民の理解と協力に基づく**適切な受診**の推進

- 新たな地域医療構想
- 第8次（後期）医療計画
- 医師偏在対策、医師確保計画
- 国民向け周知広報

医療機関内における取組

- **適切な労務管理**の推進
- **タスク・シフト/シェア**の推進
- **複数主治医制**の導入
- **多様で柔軟な働き方**の推進

- 医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- 経営層への意識改革（講習会等）
- 医師への周知啓発
- 省力化投資促進プラン（生産性向上支援）等

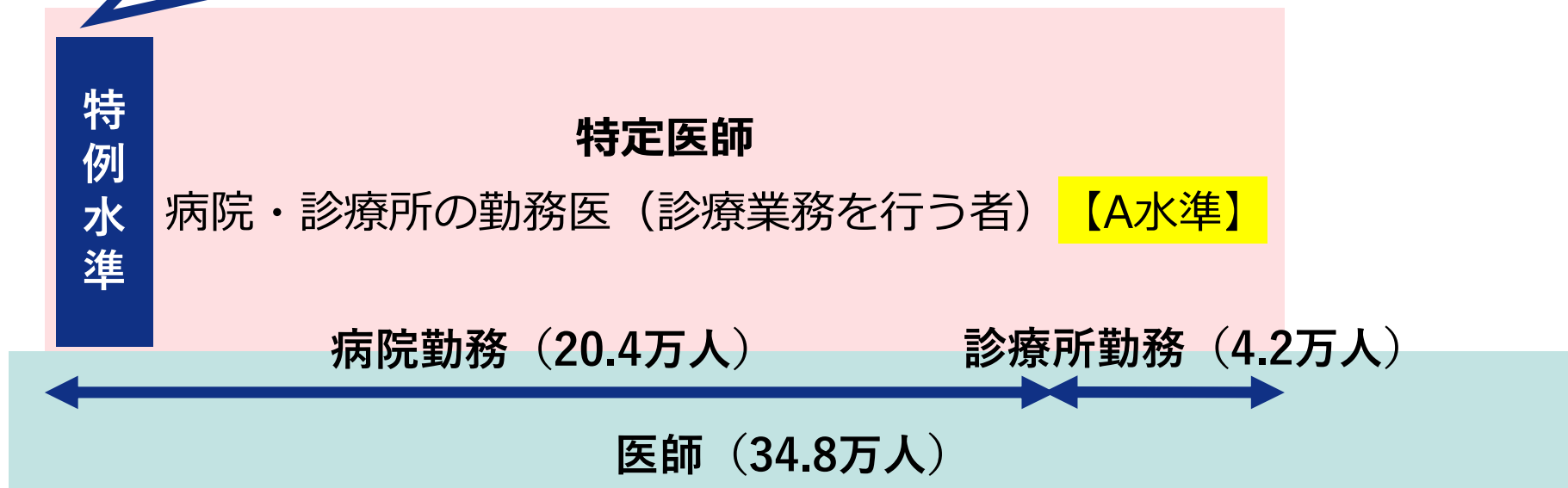
地域に必要な医療を持続的に提供できる社会の実現

医師の時間外労働の上限規制の対象機関・対象者

- ・ 病院・診療所で勤務し、診療業務を行う医師（特定医師）は、通常の上限規制とは異なるルールを適用。
- ・ 特に、地域医療の確保等の観点から、審査を経た医療機関の医師に特例水準（時間外上限1860時間）を適用。

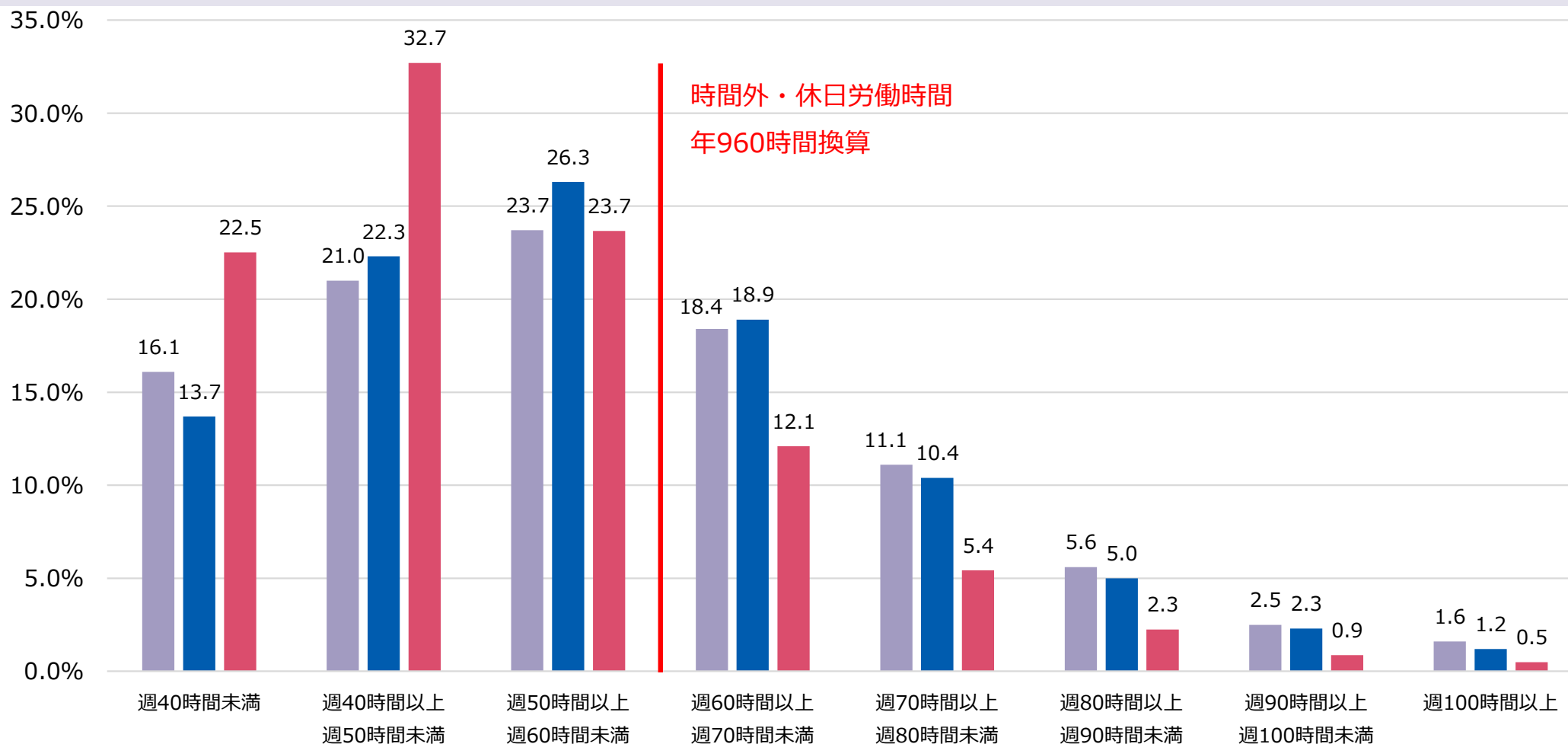
特定労務管理対象機関（460病院）
【B・連携B水準、C水準】
適用対象者（約2.8万人）

適用水準	年の上限時間	面接指導	休息时间
A水準	960時間	義務	努力義務
連携B水準	1,860時間		義務
B水準	※2035年度末を目標に終了		
C-1水準	1,860時間		義務
C-2水準			



週労働時間区分と割合 <病院・常勤勤務医>

週60時間以上（時間外・休日年960時間相当）の割合は着実に減少。R4調査では約2割。



■ H28調査 ■ R1調査 ■ R4調査

- ※ H28調査の分析対象者は常勤勤務医であり、勤務先を問わない。
- ※ 労働時間には、兼業先の労働時間を含み、指示無し時間を除外している。
- ※ 宿日直の待機時間は労働時間に含め、オンコールの待機時間は労働時間から除外した（労働時間＝診療時間＋診療外時間＋宿日直の待機時間）。
- ※ R1調査、R4調査では宿日直許可を取得していることがわかっている医療機関に勤務する医師の宿日直中の待機時間を労働時間から除外している。
- ※ R1調査ではさらに診療科別、性・年齢・勤務医療機関の構成が、「H30三師統計」の構成と同様になるように調整を行っている。
- ※ 週労働時間の区分別割合は、小数点第2位で四捨五入している。
- ※ R4調査で時間外・休日労働時間年1,920時間換算を超える医師の割合について、各労働時間区分の四捨五入後の数字を合計すると3.7%であるが、全体の数から集計し、四捨五入すると3.6%となる。

医師の働き方改革を知ってもらう

国民（患者様）向け

- 医師の働き方改革の紹介（HP、リーフレット）
- 時間内診療への協力のお願い（動画）等



医師、医学生等向け

<管理者層向け>

- トップマネジメント研修
- 医療専門職支援人材活用セミナー

<医学生、臨床研修医向け>

- モデル・コア・カリキュラムへの導入
- **労働法教育（本事業による取組）**
- 臨床研修医修了者向けリーフレット 等

【事業概要】医学生・臨床研修医への労働法教育の実施支援②

取組②：シンポジウムの開催

【開催趣旨】

■ 医学生・臨床研修医への働き方改革・労働法教育支援の**事業報告や事例発表**を若手医師、医学部や都道府県庁の担当者、一般の方々に対し行い、意見交換を通じて**更なる事業展開と機運醸成につなげる。**

【令和7年度重点テーマ】

- 行政説明や講義実例の紹介において、医学部担当者、病院担当者自らが**医師の働き方改革、労働法教育の正しい理解と更なる定着**のためのエピソードを発信することで、**学びの連鎖を広げていく。**
- パネルディスカッションをとおして医師への時間外労働の**上限規制の施行からまもなく2年**が経つ中での**医師の働き方改革の実現の難しさや、若手医師に対する人材育成/労務管理マネジメント**をご議論・ご提言をいただく。

取組③：指導者用の教材資料「明日の医師たちへ」の作成

- 講義を企画する職員や担当者向けに、初めて講義を実施する際の**講義内容のポイント等を紹介**
- 講義の構成や内容に加え、事前の準備や外部講師を依頼する際の留意点等、**講義の実施に役立つ情報も掲載**
- **実際のモデル講義例や、医師の働き方改革関連資料も毎年充実・改訂**

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年度 厚生労働省委託事業「労働法教育に関する普及促進事業」

明日の医師たちを守り・支えるために、
みんなで一緒に取り組んでみませんか？

令和7年度 医学生・臨床研修医への
労働法教育を考える
シンポジウム

2024年4月からスタートした「医師の働き方改革」について、正しい理解と更なる定着に向けて、医学生や若手医師への効果的な取組を議論・発信します。

会場とオンラインで皆さんのご参加をお待ちしています!!

くらしの暮らしマエストロ
たしかめたん

開催日 2026年3月3日 火 17:00～19:00

会場 御茶ノ水ソラシティ sola city Hall [East]
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 4-6

JR 御茶ノ水駅【聖橋口】徒歩1分 / JR 秋葉原駅【電気街口】徒歩9分
東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅【聖橋方面改札】駅直結

申込締切 2026年2月26日 木

開催方法 ハイブリッド開催 **無料**
会場＋オンライン (YouTube Live)